



わたしたちの市税

平成29年版

- ◆発行 山口市総務部市民税課
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
代表 ☎083-922-4111
- ◆H P <http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>
- ◆E-mail siminzei@city.yamaguchi.lg.jp



税金に関するお知らせ

個人市・県民税

固定資産税・都市計画税

軽自動車税

税に関する証明書

市税・保険料の納め方

平成29年度市・県民税申告相談

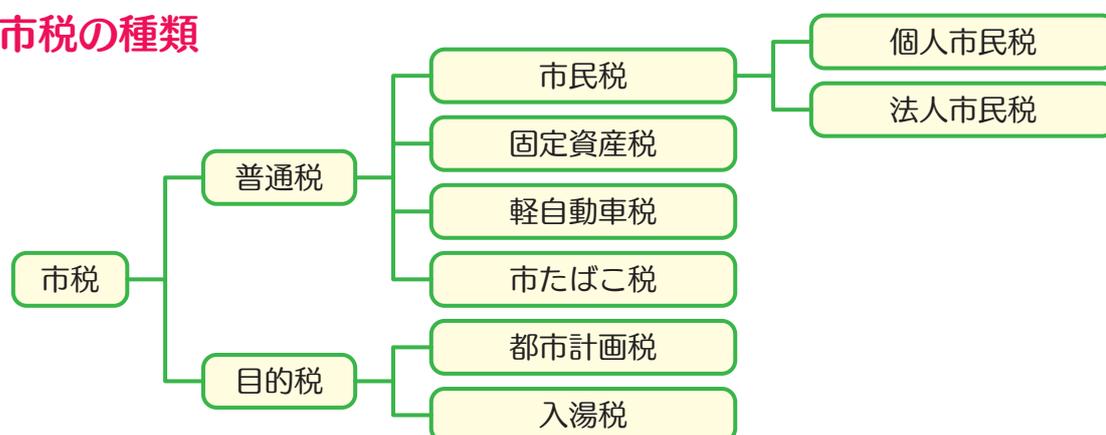


平成29年1月15日発行

目次

税金に関するお知らせ	3
個人市・県民税	
・個人市・県民税について	4
・Q & A	7
固定資産税・都市計画税	
・固定資産税・都市計画税について	8
・土地に関すること	9
・家屋に関すること	11
・償却資産に関すること	12
・Q & A	15
軽自動車税	
・軽自動車税について	16
・Q & A	18
税に関する証明書	19
市税・保険料の納め方	20
平成 29 年度（平成 28 年分）市・県民税申告相談について	22

●市税の種類



税金に関するお知らせ

個人市・県民税

●給与所得控除が見直しされます

給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を「平成28年分は1,200万円(控除額230万円)、平成29年分は1,000万円(控除額220万円)に引き下げる」こととされました。

給与所得控除上限額の変更			
	現行	平成28年分 (平成29年度)	平成29年分 (平成30年度)
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

●日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付が義務化されます

確定申告、および市・県民税の申告において、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける方は、以下の①と②の書類の提出が必要になります(当該書類が外国語で作成されている場合は翻訳文を添付してください)。

①親族関係書類

- 国外居住親族が日本人である場合
国外居住親族の戸籍の附票の写し、もしくはパスポートの写し
- 国外居住親族が外国人である場合
国外居住親族の氏名、生年月日及び住所の記載がある、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類

②送金関係書類

国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを必要な都度行ったことを明らかにするもの(金融機関の送金依頼書やクレジットカード利用明細書等)



マイナンバー 番号制度に関するお願い

平成28年分確定申告、および平成29年度市・県民税の申告から、原則としてその申請書等に個人番号(12桁)の記載が必要となります。申告時に本人確認(番号確認・身元確認)※をさせていただきますので窓口にお越しの場合は下記の書類の原本と写しを持参してください。また、申請書をご郵送される場合は写しを同封してください。

※本人確認(番号確認・身元確認)について

●マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。写しの場合は表面および裏面の写しが必要となります。

●マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類(通知カード、住民票の写し等マイナンバーを確認できる書類)と、身元確認書類(運転免許証、パスポート等)が必要となります。

●扶養親族等のマイナンバーについて

控除対象配偶者や扶養親族等については、上記の書類は不要ですが、マイナンバーを確認して記載してください。

軽自動車税

●軽自動車税にグリーン化特例(軽課)が適用されます!

◆三輪及び四輪以上の軽自動車

平成28年度に新車新規登録した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、平成29年度課税分の税率を軽減するグリーン化特例(軽課)が適用されます。

▶詳しくは16、17ページを参照。

用器具の購入代や賃貸料、医薬品の購入費用、義手・義足・松葉杖・補聴器・義歯などの購入費用が該当します。また、医療に係のある介護サービス費は該当するものがあります。

原則として、医師が治療に必要と判断したもののための費用が医療費に該当します。容貌美化や健康維持（人間ドックやその他健康診断）のための治療に必要な医療費は該当しません。ただし健康診断により疾病が見つかり、治療を始めた場合には該当します。

☐通院や入院など療養上の世話の費用

急病で病院などに運ばれたときの費用や、通院時の公共交通機関の交通費、入院や療養の世話を依頼したときの費用が該当します。

(3)その年中に支払った医療費であること

治療が12月中に終わった場合であっても、医療費の支払いが1月になった場合は、その翌年の医療費控除の対象となります。

・医療費控除の計算方法

医療費控除額＝支払医療費－保険金等で補填される額－（10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方）

※1月以降に受け取った保険金であっても、12月以前に支払った医療費に対する保険金の場合は、前年の医療費を補填したものと計算します。

※保険が利かない治療のため医療費が高額になったとしても、その治療をするために必要な金額であれば該当します。

●障害者控除、^か ^ふ 寡婦・^か ^ふ 寡夫控除について

障がい者、寡婦・寡夫の方は申告をされると、それぞれ障害者控除や寡婦・寡夫控除が適用され、

所得から一定額が控除されるほか、合計所得金額が125万円以下（給与収入に換算すると204万4千円未満）の方は、市・県民税が非課税となります。

これらに該当する方で、申告をされていない方は、忘れずに申告をしましょう。

◆障害者控除について

前年の12月31日の現況において、以下の要件に該当する方が対象となります。

- *身体障害者手帳（1～6級）をお持ちの方
- *精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方
- *療育手帳（AまたはB）をお持ちの方
- *戦傷病者手帳をお持ちの方
- *寝たきりで複雑な介護が必要な方（市が発行する証明書が必要です）

※上記に当てはまらない方でも該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆寡婦・寡夫控除について

前年の12月31日の現況において、夫（または妻）と死別あるいは離婚した後、再婚していない方で、下図の条件に該当される方が対象となります。

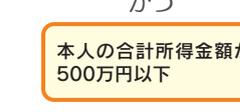
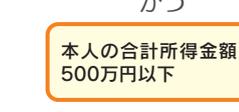
●社会保険料控除・生命保険料控除等について

各種健康保険や介護保険、国民年金等に加入されている方は、支払った保険料を社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

また、生命保険や地震保険に加入されている方も生命保険料、地震保険料等を申告することで所得控除として差し引くことができます。

これらの保険料は、申告をされないと、市・県

●寡婦・寡夫控除の条件とは

女性の場合		男性の場合	
寡婦	特別寡婦	寡夫	
死別した方	離婚した方	死別または離婚した方	死別または離婚した方
 <p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>	 <p>生計を一にする子ども(※1)か扶養親族がいる</p>	 <p>扶養親族である子どもがいる</p>	 <p>生計を一にする子ども(※1)がいる</p>
<p>または</p>  <p>生計を一にする子ども(※1)か扶養親族がいる</p>		<p>かつ</p>  <p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>	<p>かつ</p>  <p>本人の合計所得金額が500万円以下</p>
控除額 ※2	26万円(27万円)	30万円(35万円)	26万円(27万円)

(※1) 総所得金額等が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。

(※2) 控除額の()内は、所得税の控除額です。

民税の所得控除として適用されませんので、忘れずに申告をしましょう。

ご家族の保険料をお支払いされた場合にも、申告により、お支払いされた方の所得控除として適用することができます。

ただし、公的年金や給与から引き去りされた社会保険料や、年末調整で適用した各種保険料は、ご本人以外の所得控除として申告することができませんのでご注意ください。

▶納付額証明書の発行

申告には、支払額の確認できる領収書や納付額証明書が必要です。

社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。

●国民健康保険納付額証明

平成28年10月27日発送

●介護保険納付額証明

平成29年1月20日発送予定

●後期高齢者医療保険納付額証明

平成29年1月20日発送予定

●税務署で確定申告が不要といわれた方でも、市・県民税の申告が必要な場合があります

所得税については、申告不要制度が設けられており、以下の①または②に該当する方は確定申告をする必要がありませんが、市・県民税については、こうした規定がないため、市・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。また、確定申告が不要な場合でも、源泉徴収票に記載されていない所得控除（生命保険料控除・医療費控除・扶養控除等）を追加で受けようとする場合も市・県民税の申告が必要です。

申告が必要か否かの判定には、23ページのフローチャートをチェック！

①1カ所からの給与のみで、給与以外の所得が20万円以下の方

②公的年金収入が400万円以下で、公的年金にかかる雑所得以外の所得が20万円以下の方

チェック! 公的年金収入のみの方は、公的年金等支払報告書が各年金保険者から市へ提出されるため、本来であれば市・県民税の申告は必要ありませんが、源泉徴収票に記載されていない所得控除（生命保険料控除・医療費控除・扶養控除等）を追加で受けようとする場合は市・県民税の申告が必要

です。

特に、年金支給額が108万円（65歳以上は158万円、国民年金基金や厚生年金基金等は80万円）以上の方にしか「扶養親族等申告書」が年金保険者から送付されないため、年金支給額がそれ以下の方が扶養控除を受けようとする場合は市・県民税の申告が必要です。

●収入の無い方の申告について

市・県民税の申告書は、さまざまな申請の際に添付が求められる所得・課税証明書の資料として使用するほか、国民健康保険等に加入している方や福祉医療助成制度を受給している方の、保険料の軽減や医療費の負担割合の判定資料として必要となります。

そのため、収入が無く市・県民税が非課税の方であっても、申告をしていただくようお願いしています。

●個人年金や生命保険の満期等による一時金も申告が必要です

◆個人年金

生命保険の契約に基づく個人年金は、「雑所得」になります。

【計算方法】

受け取った個人年金額－掛け金相当額＝雑所得

◆一時金

契約者本人が受取人となっている生命保険の満期保険金や解約返戻金等は、「一時所得」となります。

【計算方法】

受け取った保険金額－掛け金相当額－50万円＝一時所得

なお、一時所得はその所得金額の1/2の金額が課税対象となります。

●所得税と市・県民税で各種所得控除の金額が異なります

所得税と市・県民税の計算においては、所得控除の額に差があります。例えば、基礎控除は所得税では38万円の控除額ですが、市・県民税では33万円の控除額となります。そのため、所得税では非課税となる場合であっても、市・県民税では所得割が課税されることがあります。

個人市・県民税に関するQ&A

Q¹ 年の途中で亡くなった方の市・県民税について

私の夫は平成28年11月に亡くなりましたが、夫の市・県民税はどうなりますか？

A¹ 市・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方に対して、前年の所得に基づいて課税されますので、平成28年中にお亡くなりになった場合、平成29年度以降の市・県民税は課税されません。

なお、平成28年度の市・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人の方に承継されます。

Q² 「課税・非課税の基準」と「扶養の基準」について

私はパート収入（100万円）で、夫の勤務先の年末調整で扶養に入っていますが、市・県民税の納税通知書が届きました。なぜですか？

A² 市・県民税においては、課税の基準と扶養の基準は異なります。そのため、扶養されている方であっても、市・県民税が課税される場合があります。

(1) 課税・非課税の基準について

給与収入のみの場合、97万円（所得が32万円）以下の方が非課税となります。（下表参照）

* 所得税は、給与収入のみの場合、103万円（所得が38万円）以下の方が非課税となります。

ただし、扶養親族の人数によって、課税・非課税の基準は変わります。

給与収入	課税・非課税の基準				
	市・県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除 ^{*1}	扶養控除
97万円以下	非課税	非課税	○	×	○
97万円超～103万円以下	課税	非課税	○	×	○
103万円超～141万円以下	課税	課税	×	○	×
141万円以上	課税	課税	×	×	×

上記は、扶養親族がいない場合です。^{*1} 配偶者の収入によって控除金額が変わります。

例1) * Q2のケース 給与収入100万円、扶養親族0人の場合

① 所得の算出

(収入) (給与所得控除額)^{*} (給与所得)
100万円 - 65万円 = 35万円

^{*} 収入額により変動。収入額が65万1千円～161万9千円の場合

② 基準額との比較

A 課税・非課税について

(給与所得) (非課税基準)
35万円 > 32万円 ⇒ 課税

B 扶養について

(給与所得) (扶養基準)
35万円 < 38万円 ⇒ 扶養対象

【判定基準】 前年の合計所得金額により判定
32万円×（本人＋扶養人数^{*1}）＋19万円^{*2}

^{*1} 16歳未満の扶養親族も扶養人数に含まれます。

^{*2} 扶養人数が0の場合、19万円の加算額はありませぬ。

◎障がい者、未成年者、寡婦・寡夫の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合には非課税となります。

(2) 扶養の基準について

給与収入のみの場合、103万円（所得が38万円）以下の方が扶養親族の対象となります。

〔所得要件以外の扶養親族の要件とは〕

- ・ 配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族であること。

- ・ 生計を一にし、同居していること。もしくは、勤務、修学上等の都合で別居しているが、生活費、学資金等の送金が常にあること。

（下例参照）

Q³ 公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収（引き去り）されているのに、市・県民税の納付書が届きました。なぜですか？

A³ 公的年金から引き去りされるのは、公的年金所得に対して計算した市・県民税です。公的年金以外の所得（給与・農業・不動産など）がある場合、これに係る市・県民税は、給与からの特別徴収（給与と所得がある方で給与からの引き去りの対象者のみ）または普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくことになります。

また、前年度の下半期（10・12・2月分）に公的年金からの特別徴収をされていない方、または前年度の途中で転入された方についても、上半期（4・6・8月分）は普通徴収で納めていただくことになります。

固定資産税・都市計画税

●固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」という。）に土地・家屋・償却資産を所有する方に、固定資産の価格を基に算定した税額を、固定資産が所在する市町村に納めていただく税金です。

◆固定資産税を納める方（納税義務者）

「登記簿」「課税台帳」等に賦課期日に所有者として登録されている方が固定資産税を納める「納税義務者」となります。ただし、納税義務者が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在に現に所有（相続）している方が新しい納税義務者となります。

◆固定資産税の免税点

固定資産税には免税点（課税が免除される金額）制度が設けられています。詳しくは下の表の「免税点」の欄をご覧ください。

◆固定資産税の減免

納税者や課税対象となるものに次のような特別の事情があるときには、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

- 生活保護を受給している方が所有する固定資産
- 公共の用に供している固定資産
- 災害により著しく価値を減じた固定資産
- その他（詳しくは資産税課へお問い合わせください。）

●都市計画税とは

都市計画税は、国や県から認可を受けた都市計画事業の財源として、都市計画区域内の土地・家屋に対し課税される目的税で、固定資産税と一緒に納めていただきます。



税の種別	固定資産税	都市計画税
課税対象	土地・家屋・償却資産	土地・家屋
納税義務者	毎年1月1日現在に所有者として下記に登記または登録されている方 土地：登記簿または土地補充課税台帳 家屋：登記簿または家屋補充課税台帳 償却資産：償却資産台帳	毎年1月1日現在で、都市計画区域内に所在する土地及び家屋を所有している方
課税標準	原則として、固定資産課税台帳に登録された不動産の価格 (住宅用地等の特例措置が適用された等の場合は、課税台帳価格よりも低くなります。)	
税率	1.4%	0.25%（都市計画用途区域内） 0.15%（都市計画用途区域外）
税額の計算方法	課税標準額 × 税率 = 税額	
免税点	市内で同一の方が所有する固定資産税の課税標準額の合計が、次に掲げる額未満の場合には、固定資産税は課税されません。 土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円	固定資産税が免税点未満のものは、都市計画税は課税されません。

土 地

土地の評価は固定資産評価基準によって、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により行います。その評価は3年ごとに見直されます。

◆地目（土地の用途）

地目は、宅地、田及び畑(併せて農地といいます。)、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目によります。

◆地積（土地の面積）

地積は、原則として土地登記簿に登録されている地積によります。

◆価格（評価額）

価格は、固定資産評価基準に基づき、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。特に宅地の評価は地価公示価格等の7割を目途に評価を行います。

◆路線価等の公開

納税者に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価が全て公開されています。また、標準宅地の所在についても公開されています。

<標準宅地について>

標準宅地とは、市町村内の地域ごとに、その主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。

<路線価について>

路線価とは、市街地などにおいて街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価額等を基にして求められ、その他の街路については、この主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。宅地の評価額は、この路線価を基にしてそれぞれの宅地の状況(奥行、間口、形状など)に応じて求められます。

◆住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

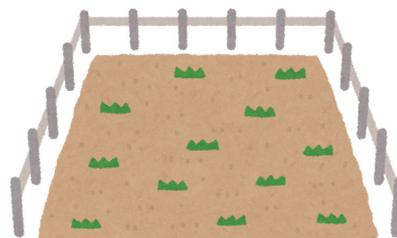
<住宅用地の範囲>

住宅用地には次の二つがあります。

- 1 専用住宅(専ら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地…その土地の全部(家屋の延床面積の10倍まで)
- 2 併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地…その土地の面積(家屋の延床面積の10倍まで)に一定の率(下表参照)を乗じて得た面積に相当する土地

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地面積に次の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上 2分の1未満	0.5
		2分の1以上 4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1



<住宅用地の軽減措置>

1 小規模住宅用地

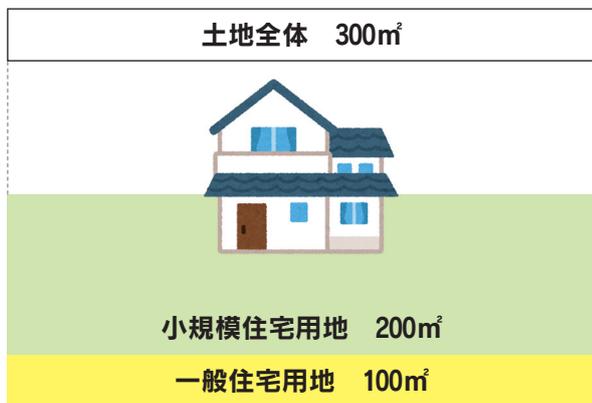
200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。小規模住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の6分の1、都市計画税については価格の3分の1とする特例措置があります。

2 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建て住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準の限度額は、固定資産税については価格の3分の1、都市計画税については価格の3分の2とする特例措置があります。

◆住宅用地の課税標準の特例措置

特例措置の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (1戸につき200㎡まで)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (小規模住宅用地を除く住宅用地)	3分の1	3分の2



なるほど。家を壊すと、その敷地であった土地の税額が上がるというのは、住宅用地でなくなり、軽減措置が受けられなくなるためですね。



◆空家等対策の推進に関する特別措置法による住宅用地の特例の除外

適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の面から地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、問題となっています。

生活環境の保全や空き家等の活用を図ることを目的として、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月に改正地方税法が施行されています。

法律に基づき特定空家等として勧告を受けた場合、当該空き家の敷地の用に供されている土地については、固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対象から除外されます。

【特定空家等とは・・・】

1. 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
2. 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
3. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



※固定資産税の賦課期日は1月1日であるため、勧告をされた年の固定資産税については変更ありません。

…………… 問い合わせ先 ……………
 ・特定空家等の認定についてのこと
 生活安全課 空家対策室(山口総合支所3階)
 ☎083-934-2915

・土地の固定資産税についてのこと
 <北部地域>
 資産税課土地担当(山口総合支所2階)
 ☎083-934-2737

<南部地域>
 資産税課家屋土地第一担当(小郡総合支所1階)
 ☎083-973-2415

<徳地・阿東地域>
 資産税課家屋土地第二担当(阿東総合支所1階)
 ☎083-956-0798

家 屋

◆家屋の固定資産税について

▶課税の対象となる家屋

固定資産税の課税の対象となる家屋は、以下の3つの要件を満たすものです。

- ①屋根があり、3方以上壁に囲われているもの
- ②土地に定着しているもの
- ③建物の本来の目的として、使えるもの

▶課税標準額

家屋の課税標準額は、固定資産評価基準によって評価した、「評価額」です。よって、固定資産税における家屋の「評価額」は、実際の建築費や取得額とは異なります。

▶課税対象面積

家屋の課税対象面積は現況床面積（延床面積）になりますので、登記床面積と異なる場合もあります。マンションなどについては、共用部分の面積が加算されます。

◆家屋の評価

①新築・増築の家屋の場合

実際に現地で家屋を調査させていただき、評価額を算出します。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

①再建築価格とは

評価の対象となる家屋と同じものを、評価の時点において同じ場所に新築することとした場合に、必要とされる経費（建築資材費等）を固定資産評価基準により算出したものです。

①経年減点補正率とは

家屋建築後の年数経過によって生じる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

②新築・増築家屋以外の家屋(在来分家屋)の場合

3年に1度、評価替えをおこないます。建築資材費等の価格の変動と建築後の年数の経過による損耗を考慮し、国が一律に示す係数を掛け合わせることで評価額を見直します。ただし、その評価額が前年度の評価額を超える場合は前年度の評価額に据え置かれます。(次の評価替えは平成30年度です。)

◆新築住宅に対する固定資産税の減額措置

次の要件を満たす住宅については、新築後の一定期間、居住部分の120㎡分までの固定資産税額の2分の1が減額されます。(都市計画税は減額されません。)

▶適用対象(要件)

- ・居住用の住宅(店舗等との併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上)であること。
- ・床面積が、50㎡(一戸建て以外の貸家住宅にあつては40㎡)以上280㎡以下であること。

▶減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された家屋のうち居住部分だけであり、併用住宅における店舗部分などは減額の対象とはなりません。なお、居住部分の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

▶減額される期間

- ・一般の住宅
新築後3年度分(※5年度分)
- ・3階建以上の中高層耐火住宅等
新築後5年度分(※7年度分)

※(長期優良住宅の認定を受け新築された住宅)長期優良住宅の認定要件や手続きに関しては、市開発指導課(☎083-934-2847)にご確認ください。

◆その他の減額措置

家屋の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修に伴う工事を行った場合、それぞれの一定要件を満たした家屋について、固定資産税額が減額される制度があります。(都市計画税は減額されません。)

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

<北部地域>

資産税課家屋担当(山口総合支所2階)

☎083-934-2736

<南部地域>

資産税課家屋土地第一担当(小郡総合支所1階)

☎083-973-2415

<徳地・阿東地域>

資産税課家屋土地第二担当(阿東総合支所1階)

☎083-956-0798

償却資産

償却資産（固定資産税）の申告はお済みですか？

29年度申告は1月31日迄までです

償却資産の所有者は地方税法383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在に所有している償却資産について、資産所在地の市町村長に申告することとなっています。

市内に償却資産を所有されている方、特に新しく事業を始められた方は忘れずに申告書を提出してください。

◆償却資産とは

申告の対象となる償却資産とは、店舗・事業所を開設している方、何らかの事業を行っている方が事業のために用いる、取得価額が10万円以上の機械・器具・備品などです。家屋として評価していない内装工事、改良工事も含みます。※取得価額が10万円未満の資産であっても、個別に償却している資産は申告の対象となります。

◆償却資産の例

- 飲食店…厨房設備、レジスター 等
- 小売店…商品陳列ケース、自動販売機 等
- 理容・美容業…理容・美容椅子、洗面設備 等

◆償却資産の種類

	資産の種類	品名
第1種	構築物	門、塀、広告塔、路面舗装（駐車場舗装等）、屋外排水溝、緑化施設 等
第2種	機械及び装置	建設機械、印刷機械、医療用機器 等
第3種	船舶	漁船、貨物船、遊覧船、客船 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車 その他運搬車※
第6種	工具、器具及び備品	事務机、応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、パソコン、レジスター 等

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。

◆償却資産の評価額について

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

①前年中に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

②前年前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※①②により求めた額が（取得価額×5/100）よりも小さい場合は、（取得価額×5/100）により求めた額を評価額とします。

▶取得価額

原則として国税の取り扱いと同様です。

▶減価率

耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

◆課税標準額について

毎年1月1日現在の償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、特例の適用がある場合は評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

申告受付場所

- ・資産税課家屋担当（山口総合支所2階）
〒753-8650 山口市龜山町2番1号
- ・資産税課家屋土地第一担当（小郡総合支所1階）
〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1
- ・資産税課家屋土地第二担当（阿東総合支所1階）
〒759-1512 山口市阿東徳佐中3417番地2

※郵送の場合は、資産税課家屋担当（山口総合支所内）へご提出ください。

問い合わせ先

- ・資産税課家屋担当（山口総合支所2階）
☎083-934-2736

固定資産税の縦覧閲覧制度

●縦覧制度とは

縦覧制度とは、固定資産税が課税されているご自身の資産について、評価が適正であるかどうかを判断するため、定められた期間内に山口市内の他の資産の価格と比較できる帳簿を、無料でご覧いただける制度です。ただし、土地を所有する方は土地のみ、家屋を所有する方は家屋のみの帳簿をご覧になれます。また、償却資産は縦覧制度の対象外です。

●閲覧制度とは

閲覧制度とは、納税義務者等がご自身の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。また、借地人・借家人も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

なお、毎年4月に納税通知書と一緒にお送りしている「課税明細書」にも、課税台帳に登録されたものと同じ内容を掲載していますので、ご確認ください。

制度の名称	縦覧制度	閲覧制度
制度を利用できる方	1. 山口市内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者 本人または同一世帯の親族 2. 代理人	1. 固定資産税の納税義務者又は同一世帯の親族 2. 納税管理人 3. 代理人 4. 借地借家人（賃貸借契約者） 5. 権利関係人（所有権取得者、処分権保持者等）
ご覧いただける内容	(土地) 課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格 (家屋) 課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格	○上記1～3の方 当該納税義務に係る固定資産課税台帳 ○上記4～5の方 当該権利の目的である固定資産課税台帳
持参いただく物	○納税者本人、同一世帯の親族が縦覧するとき 本人確認のできる身分証明書（運転免許証等） ○代理人が縦覧するとき 納税者からの委任状、本人確認のできる身分証明書	○納税義務者、同一世帯の親族、納税管理人が閲覧するとき 本人確認のできる身分証明書（運転免許証等） ○代理人が閲覧するとき 納税義務者からの委任状、本人確認のできる身分証明書 ○借地借家人が閲覧するとき 賃借関係を証明する書類、本人確認のできる身分証明書 ○1月2日以降に権利関係人になった方が閲覧するとき 登記事項証明書または売買契約書、本人確認のできる身分証明書
実施日	毎年4月1日から第1納期限までの開庁日（土・日曜日、休日を除く）	毎年4月1日から翌年3月末日までの開庁日（土・日曜日、休日を除く）
実施場所	山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所の特設会場	○山口総合支所市民税課管理担当（ただし、縦覧期間中は特設会場で受付） ○小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東総合支所の総合サービス課
手数料	無料	100円（1名義／1年度） ただし、縦覧期間中は無料

固定資産税の課税内容に疑問があるときは



●まずはご相談ください

課税されている固定資産税の税額、各資産の評価内容等について疑問やご不明な点がありましたら、まずは下記の問い合わせ先にご相談ください。課税内容についてご説明を差し上げることはもちろん、必要に応じて現地を再度調査させていただくなど、詳細に確認させていただきます。ご遠慮なくお申し出ください。

万一、課税内容に誤りが見つかった場合には、修正させていただきます。

●皆様からのお問い合わせに支えられています

山口市役所では、固定資産の利用状況の変化を毎年可能な限り調査していますが、市内すべての

資産について漏れなく把握するには、どうしても限界があります。このため、資産を所有される皆様からのお問い合わせが適切な調査のきっかけになっています。

お持ちの資産の利用状況が変わった場合などは、ぜひお知らせください。より適正な課税のため、ご協力をお願いいたします。

●それでも納得できないときは

お問い合わせにより再調査をさせていただき、十分な説明を差し上げた上で、それでも納得できない場合のために、「不服申立て制度」が設けられています。

不服申立て制度には、不服の内容に応じて下の表のとおり2通りの種類がございます。手続きの詳細については、下記の受付場所へお問い合わせください。

なお不服申立ては、当該固定資産の納税義務者またはその代理人が行うことができます。

制度の名称	審査申出	審査請求
不 服 内 容	固定資産課税台帳に登録された価格についての不服	左欄以外の事項の賦課決定処分についての不服
申 立 期 間	公示日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
申 立 方 法	審査申出書の提出	審査請求書の提出
受 付 場 所	総務課文書担当（山口総合支所2階） ☎083-934-2724	資産税課（山口総合支所2階） ☎083-934-2930
申 立 先	固定資産評価審査委員会	市長

問い合わせ先

北部地域

(大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳)
資産税課家屋担当 ☎083-934-2736
資産税課土地担当 ☎083-934-2737

南部地域

(小郡、秋穂、阿知須、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山)
資産税課家屋土地第一担当 ☎083-973-2415

徳地・阿東地域

資産税課家屋土地第二担当 ☎083-956-0798

固定資産税に関するQ&A

Q¹ 家屋を取り壊すと

家屋を平成28年5月に取り壊したのですが平成28年度の固定資産税は減額されますか？



A¹ 固定資産税はその年の1月1日の状況で税金をお願いするため、平成28年度の固定資産税を減額することはできません。なお、平成29年度からは下記のとおり変更となります。

○土地

家屋（住宅）を取り壊すと、住宅用地の特例措置がなくなるため、平成29年度から土地の固定資産税が上がります。その他状況が変われば税額に影響がでますので、詳しくは資産税課までお問い合わせください。

○家屋

平成29年1月1日には家屋が存在しないため、平成29年度から固定資産税はかかりません。

家屋を取り壊した際はその旨のご連絡をお願いします。

Q² 農地転用の許可を受けると

家を建てるために農地転用をした後もそのまま耕作しています。税金はどうなりますか？

A² 宅地並の課税をしています。宅地等に転用する申請（農地法4・5条）を許可された農地は、外見上農地としての形態をとどめていても、実質的には宅地等としての潜在的価値を有していると考えられるため、宅地並の課税となります。

Q³ 課税対象となる建物について

倉庫・物置は課税対象になりますか？

A³ 基本的には課税対象となりますが、ホームセンター等で販売されている倉庫・物置を、ブロックや直接土地の上に固定せずに設置している場合は、家屋の課税要件の「土地に定着しているもの」を満たさないため、課税対象外となります。ただし、同じ倉庫・物置であっても、コ

ンクリート基礎等が施工されている場合は、土地に定着しているため、課税対象となります。

Q⁴ 家屋を増築するときについて

家屋を増築しようと思います。固定資産税について何か手続きは必要ですか？

A⁴ 固定資産税についての手続きは必要ありませんが、翌年度から固定資産税をお願いするために現地調査をさせていただく必要がありますので、工事が完了しましたらご連絡をお願いします。

Q⁵ 納税通知書をなくした時について

納税通知書をなくしました。自身の資産の確認をしたいので、再発行してほしいのですが…

A⁵ 納税通知書は、再発行できません。資産の確認については、名寄帳や課税証明書等でご確認いただけます。山口総合支所市民税課証明発行窓口又は各総合支所総合サービス課の窓口でご請求ください。

Q⁶ 納税通知書が届かないときは

今年から納税通知書が届かないのですが…

A⁶ 可能性のひとつとして、免税点未満となり課税されなくなったことが考えられます。（8ページ参照）逆のケースで、免税点以上になれば課税対象となり、納税通知書が届くようになります。納税通知書が届くかどうかは、免税点未満か否かに限りませんので、資産税課までお問い合わせください。



軽自動車税



●原動機付自転車及び二輪車等の税率

車 種		税率（年税額）	
原 動 機 付 自 転 車	第一種 50cc以下(0.6kw以下) ※ミニカーを除く	2,000円	白 (A C 00)
	第二種乙 90cc以下(0.8kw以下)	2,000円	黄 (A C 00)
	第二種甲 125cc以下(1.0kw以下)	2,400円	桃 (A C 00)
	ミニカー 三輪以上で20cc超～50cc以下 (0.25kw 超～0.6kw以下)	3,700円	水色 (A C 00)
軽 二 輪	125cc超～250cc以下	3,600円	白 (A C 00)
小 型 二 輪	250cc超	6,000円	白 (A C 00)
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円	緑 (A C 00)
	その他	5,900円	

●三輪、四輪の軽自動車の税率

新車新規登録の時期により、適用される税率が異なります。

※「新車新規登録」年月については、車検証の「初度検査年月」をご確認ください。(次ページ見本参照)

車 種	税率（年税額）		
	①平成27年3月31日 までに新車新規登録	②平成27年4月1日 以後に新車新規登録	③登録後13年超 (重課税率)
三輪 50cc超～660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用 (営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
四輪乗用 (自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物 (営業用)	3,000円	3,800円	4,500円
四輪貨物 (自家用)	4,000円	5,000円	6,000円

◆新車新規登録から13年経過した車両については③重課税率が適用されます。

(ただし、「燃料の種類」が電気、天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車を除きます。)

※重課税率となる年度の判定は下表のとおりです。

新車新規登録年月 (注)	重課税率となる年度
～平成14年12月	平成28年度
平成15年1月～平成16年3月	平成29年度
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度



(注)平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両は、車検証の初度検査年月が、「〇年」までの記載しかないため、その年の12月に検査を受けたものとみなします。

車検証見本

車台番号 ××××-××××××		車重 700 kg	この初度検査年月が、「最初の新規検査を受けたとき」となります		車体の形状 箱型
車名 ○○○	型 ×××	前軸重 650 cc	後軸重 400 kg	型式指定番号 ××××	類別区分番号 ××××
住所又は名称 山口 太郎	住所 山口県山口市龜山町2番1号				
住所又は名称 使用者と同じ	住所 使用者住所と同じ				

◆軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が適用されます。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録した車両のうち、一定の環境性能を有するものについて、平成29年度分の軽自動車税の税率が軽減されます。対象及び税率は下表のとおりです。
（グリーン化特例（軽課）は車両につき一度の適用であるため、平成28年度に軽減された車両は平成29年度は軽減されません。）

車種	軽減後の税率(年税額)			
	①税率を概ね75%軽減	②税率を概ね50%軽減	③税率を概ね25%軽減	
軽自動車	三輪 50cc超～660cc以下	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪乗用（営業用）	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪乗用（自家用）	2,700円	5,400円	8,100円
	四輪貨物（営業用）	1,000円	1,900円	2,900円
	四輪貨物（自家用）	1,300円	2,500円	3,800円

- ① 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）
 - ② 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 - ③ 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※②、③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
 ※各燃費基準の達成状況は、車検証の備考欄に記載されています。

●軽自動車を廃車（スクラップ等）、または譲渡した場合は、早めに手続きをしてください。

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。
 なお、4月2日以降に変更手続き（廃車、譲渡）をした場合には、その年度の税金を全額納めていただくことになりますのでご注意ください。
（普通自動車のような月割での還付制度はありません。）



車種	問い合わせ先・手続き場所
原動機付自転車 (125cc以下)	各総合支所、各地域交流センター（大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く）および各分館、大海総合センター
小型特殊自動車 (農耕作業用・その他)	☎083-934-2734 (山口総合支所 市民税課)
軽自動車 (二輪125cc超～250cc以下)	全国軽自動車協会連合会 山口事務所 山口葵一丁目5番58号 ☎083-922-8877
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 山口事務所 山口市葵一丁目5番57号 コールセンター ☎050-3816-3085
二輪の小型自動車 (250cc超)	中国運輸局 山口運輸支局 山口市宝町1番8号 ☎050-5540-2073 (自動音声案内)

軽自動車税に関するQ&A

Q¹ 農耕作業用の小型特殊自動車（トラクター等）のナンバープレートについて

農耕作業用のトラクターを所有しています。公道走行しないトラクターでも、ナンバープレートをつけないといけませんか？

A¹ 登録のための申告が必要です。軽自動車税は所有していることに基づいて課税されますので、公道を走行しなくても課税対象となります。ナンバープレートは公道走行を許可するものではなく、課税されていることを示す「課税標識」です。そのため登録の申告をしてください。

Q² 乗らない原動機付自転車（原付）のナンバープレートの返却について

原付を所有しています。しばらく乗らないので廃棄（ナンバープレートの返却）したいのですが？

A² 廃車ができるのは、原則、誰かに譲る、業者に売却する、スクラップにする等車両を手放す場合となりますので、乗らないからとの理由では廃車は受け付けていません。軽自動車税には、財産税としての性格があるため、所有している限り課税されます。

Q³ 他市町村に転出する場合

山口市から転出することになりました。山口市のナンバープレートの付いた原付を所有していますが、そのまま転出先で使用してもいいでしょうか？

A³ 原付には主たる定置場（所有者の住所地）の市町村のナンバープレートを付ける必要があります。転出する場合は、山口市のナンバープレートを返却（廃車）し、転出先の市町村で交付（登録）を受ける必要があります。なお、返却手続きは、転出先の市町村窓口でも可能です。詳細は市民税課管理担当にお問い合わせください。



平成29年度軽自動車税の減免申請について

心身に障がいのある方、または心身に障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合には、申請により税金が減免されることがあります。

◆手続きに必要な書類等

- ・納税通知書（平成29年5月上旬発送予定。5月中旬を過ぎても届かない場合は市民税課にご連絡ください。）
- ・身体障害者手帳または療育手帳等
- ・運転免許証（対象車両を運転する方のもの）
- ・車検のある車両については車検証
- ・印鑑（心身に障がいのある方と軽自動車等の所有者および運転者が別世帯の場合は、それぞれの方の印鑑も必要）
- ・届出者の身分証明書
- ・納税義務者のマイナンバーカードもしくは通知カード

◆申請期間

平成29年5月中旬（納税通知書到着後）から平成29年5月31日(水)まで

◆平成28年度に減免を受けられた方

平成29年度も引き続き減免を希望される方につきましては、『現況届』を提出いただくことで、申請手続きに替えることができます。

※『現況届』は、平成29年3月ごろに該当者に郵送いたします。

※減免は障がいのある方1人につき1台です。

※減免の要件等、詳細については、下記へお問い合わせください

問い合わせ先

市民税課管理担当（山口総合支所1階）

☎083-934-2734

税に関する証明書

税証明書の種類

①所得に関する証明書

*原則、当該年度の1月1日に住民票のある市町村で発行されます。

●所得・課税証明書

前年中の所得と当該年度の市・県民税額を証明するものです。

●非課税証明書

当該年度の市・県民税が課税されていないことを証明するものです。

②納税に関する証明書

●納税証明書

市・県民税、固定資産税等の税金が納められたことを証明するものです。

●滞納のないことの証明書

市税の滞納のないことを証明するものです。

●滞納処分のないことの証明書

過去3年間に滞納処分を受けたことがないことを証明するものです。

③固定資産税に関する証明書

*基準日は当該年度の1月1日です。

●固定資産課税（公課）証明書

評価額と課税額を証明するものです。

●固定資産評価証明書

評価額のみを証明するものです。

●資産のないことの証明書

山口市に土地、家屋、償却資産がないことを証明するものです。

☎なお、この他に固定資産課税台帳及び公図の写しの閲覧をすることができます。

税証明書に関するQ&A

Q¹ 税証明書の発行窓口について

市税に関する証明書が必要なのですが、どこで申請できますか？

A¹ 市民税課、各総合支所および各地域交流センター（大殿・白石・湯田・小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東を除く）および分館、大海総合センターの窓口で取り扱っています。ただし、固定資産税に係る閲覧や法人の所在証明書など一部の証明書は市民税課、各総合支所でしか発行できないものがあります。

Q² 本人が窓口に行けない場合

所得・課税証明書が欲しいのですが、市役所に行くことができないので代理の者が申請できますか？

A² 代理の方が住民票上同一世帯の親族の方であれば申請できます。なお、窓口に来られる方の身分証明書が必要です。

代理の方が同一世帯ではない場合は、委任状が必要です。住所が同じでも住民票上の世帯を別に行っている場合は委任状が必要になります。



問い合わせ先
市民税課管理担当（山口総合支所1階）
☎083-934-2734

市税・保険料の納め方

口座振替

口座振替をご利用いただくと、自動的に預（貯）金口座から納期の末日に振り替えられます。納期たびに金融機関等へ出向く必要がなく、納め忘れもありません。

◆お申し込み方法

口座振替依頼書にご記入・押印のうえ、預（貯）金口座のある取扱金融機関（下記参照）または山口市役所収納課窓口にご提出ください。（口座振替依頼書は市内の取扱金融機関に置いてあります。）

取扱金融機関			
山口銀行	みずほ銀行	北九州銀行	もみじ銀行
西京銀行	萩山口信用金庫	西中国信用金庫	中労働金庫
信用組合 広島商銀	山口中央農業協同組合	防府とくち農業協同組合	山口宇部農業協同組合
山口県漁業協同組合 (大海・吉佐各支店)		ゆうちょ銀行	

◆口座振替の開始

- ・ゆうちょ銀行以外の金融機関
⇒申込み月の翌月末の納期から
- ・ゆうちょ銀行
⇒申込み月の翌々月末の納期から

◆1期・全期前納の引落しは、2ヶ月前までに手続きが必要です。

◆ご注意◆

引落し日は納期の末日1回です。残高不足等で引落しができなかった場合は、別途お送りする口座振替不能通知（納付書を兼ねています）で納付してください。

全期前納で口座振替ができなかった場合や、年度途中で全期前納の申し込みをされた場合は、翌年度から全期前納の引落としとなり、その年度は各期ごとに引落としされます。

死亡や世帯主変更により、納税（付）義務者に変更があった場合や、固定資産税の共有持分に変更があったときは、引落しが継続されませんので、再度口座振替の手続きが必要になります。

◆市税・保険料納期一覧表

科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	全期第1期			第2期					第3期		第4期	
市県民税 (普通徴収)			全期第1期		第2期		第3期			第4期		
軽自動車税		定期										
国民健康保険料 (普通徴収)			全期第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
介護保険料 (普通徴収)			全期第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				全期第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期

※税・料の追徴については、納期以外の月にも発生することがあります。その場合の納期は、月末（月末が休日の時は翌日）です。

納付書納付

納付書は、市役所各総合支所、阿東地域交流センター篠生分館・生雲分館・地福分館・嘉年分館、納付書記載の金融機関及びコンビニエンスストアで使用することができます。納付書を紛失した場合は再発行できますので、収納課管理担当までご連絡ください。

***コンビニエンスストアでは365日24時間納付できますが、納付書使用期限を過ぎたものは取り**

扱えません（納付書使用期限を過ぎた場合でも、取扱金融機関窓口で使用できます）。

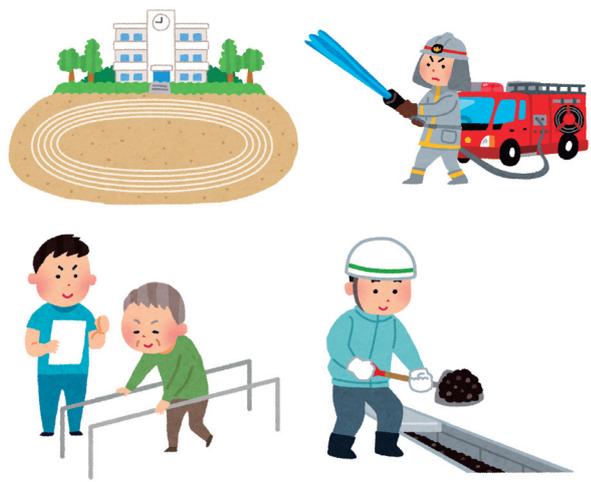
***納付書で納付されてから入金確認できるまで10日程度かかります。納期限を過ぎて納付されると督促状が行き違いで届く場合がありますので、ご容赦ください。**

問い合わせ先
収納課管理担当（山口総合支所1階）
☎083-934-2739

税金・保険料の納付が 難しいときはご相談を!

みんなを支える税金・保険料

市政を運営するための財源に、税金・保険料などがあります。これらの税金・保険料は、みなさんのための各種公共サービス・事業の推進・保険給付等に活用されています。



滞納処分とは?

地方税法・国税徴収法等に定められている処分で、納付されていない方の財産を差し押え、差し押えた財産の換価を行い、税金・保険料に充当する一連の手続きを「滞納処分」と言います。

◆**不動産、売掛金、給与等の差押～公売・換価**
取引先や勤務先などへの調査等により財産を把握し、差し押え、換価を行うものです。

◆**自動車の差押～公売**
自動車にタイヤロック(車輪止め)を装着し、使用を制限したり、自動車を引き揚げて公売したりするものです。



タイヤロック

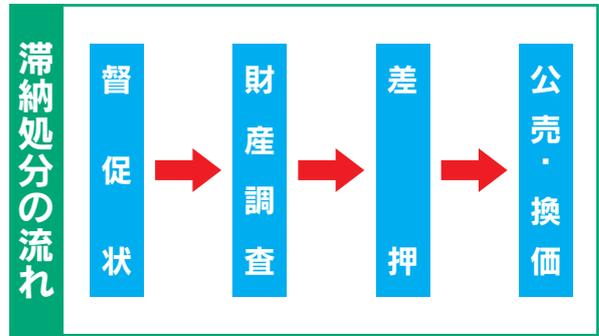
●税金・保険料が納期限内に納付 できないときはご相談を!

納付期限内に税金・保険料を納付されないと滞納処分を行います。滞納処分を受けると、財産の処分を禁じられるほか、社会的信用が損なわれる場合があります。納付期限内の納付が難しい場合は、必ず収納課にご連絡ください。現在の生活状況等をお聞きし、納付相談を行ないます。

●「市税等コールセンター」から 納付の呼び掛けをしています!

市では、民間業者を活用した「市税等コールセンター」を設置し、税金・保険料の納付を電話で呼び掛けています。

市やコールセンターは、銀行やコンビニエンスストアのATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。「振り込み詐欺」にはご注意ください。



◆**住居・店舗等の搜索**
財産を見つけるために住居・店舗等を法律に基づいて強制的に搜索するものです。

◆**インターネット公売**
差し押えた財産を、インターネットサイトを通じて売却するものです。(自動車等)

問い合わせ先
収納課(山口総合支所1階)
☎083-934-2740・2741・2917

平成29年度(平成28年分)市・県民税申告相談について

例年、市・県民税の申告をされる方で、今年も申告が必要と思われる方については、1月下旬に市・県民税の申告書を送付します。申告書を送付していない方でも、申告が必要な場合がありますので、以下の注意点をご確認いただき、ご不明な点は市民税課市民税担当までお問い合わせください。

◆期間・会場等については25～27ページをご覧ください。

◆申告に持参していただくもの

- 1 市・県民税申告書（申告会場にもあります）
- 2 収支内訳書（営業・農業・不動産等の所得のある方）
- 3 印鑑（認印可・朱肉を使うもの）
- 4 所得の計算に必要なもの
 - ・源泉徴収票（給与または公的年金）、各支払報告書、帳簿書類、領収書、営業・農業・不動産収入の必要経費となる租税公課（固定資産税、自動車税等）の額に分かるものなど
- 5 各種控除の計算に必要なもの
 - ・各種健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの支払証明書、医療費などの領収書や証明書（該当の申告がある方のみ）
 - ・被扶養者（配偶者または子など）の所得が分かるもの
 - ・障害者手帳など
- 6 番号制度（マイナンバー）にかかる必要書類
 - ・マイナンバーカードもしくは、通知カードと運転免許証等（詳しくは3ページをご覧ください）
- 7 日本国外に居住する親族の扶養控除等にかかる必要書類
 - ・親族関係が分かる書類（詳しくは3ページをご覧ください）
 - ・送金が分かる書類（詳しくは3ページをご覧ください）

◆市・県民税の申告をする必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方
- 3 公的年金・恩給の収入のみの方
 - 注意** 公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除（生命保険料控除や医療費控除等）の追加がある方は申告が必要です。
- 4 申告をする方または年末調整をされた方に扶養されている方（扶養している方が市外の場合を除く）

●書類の事前作成にご協力ください

申告会場でお待たせする時間を少しでも短くするため、申告書や書類への記入や、計算等の事前準備にご協力ください。

※営業・農業・不動産の「収支内訳書」を提出される方や医療費控除の申告をされる方については、計算をされている方から優先的に受付をしますので、あらかじめご了承ください。

●所得税の確定申告の受付について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すると「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷すると郵送等により提出することもできます。

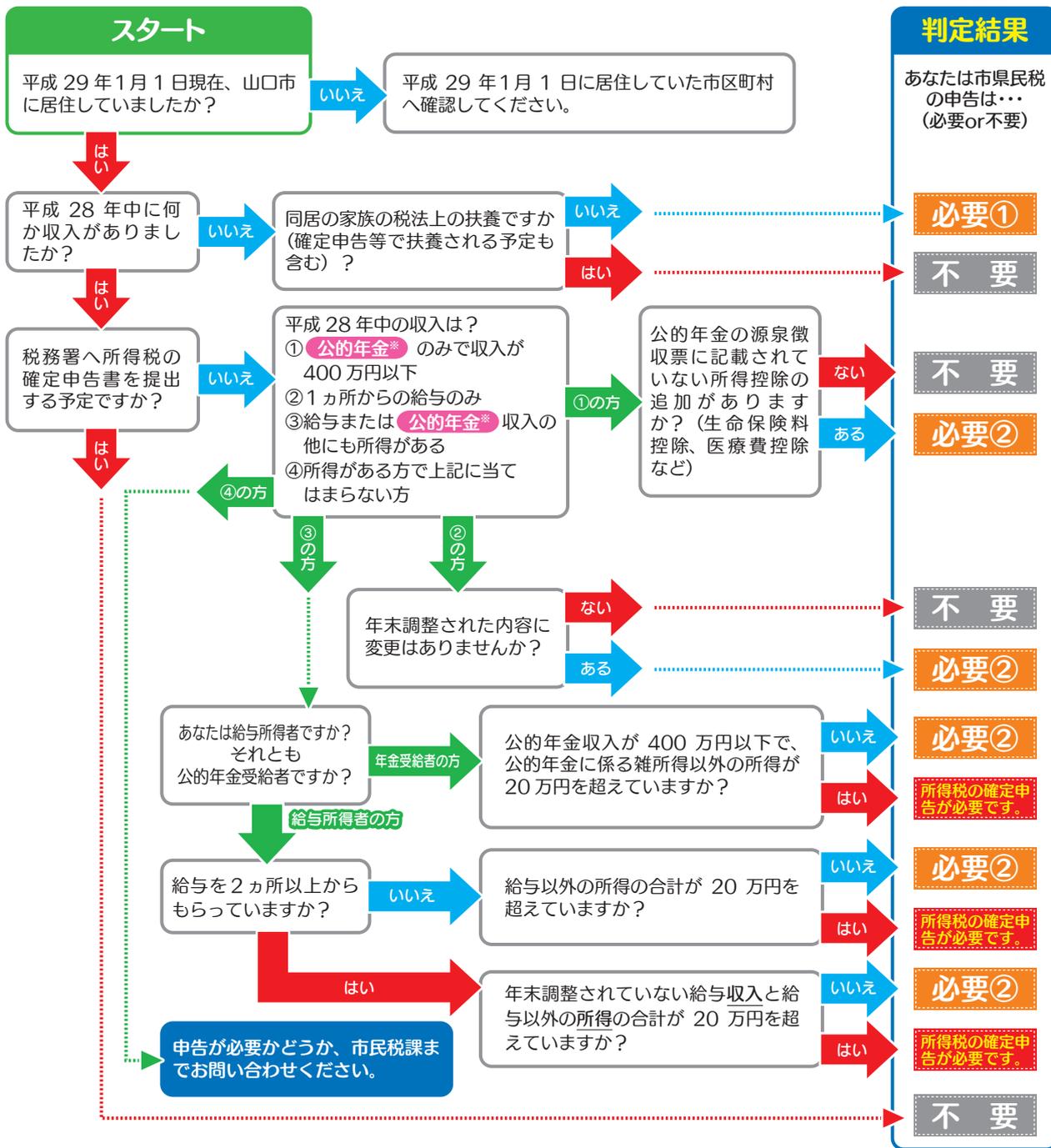
お問い合わせ 山口税務署 ☎083-922-1340
e-Taxや確定申告書の作成については ▶国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp>

市・県民税の申告が必要かどうか、確認してみましょう!

はい → または いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。



※この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
(市民税課市民税担当 ☎083-934-2735)



必要① 収入がなかった方でも、所得・課税証明の発行や国民健康保険等の軽減判定の資料として必要なため、申告をお願いする場合があります (6 ページ参照)。

必要② こちらに該当された方については、所得税の還付を受けるなど、確定申告をすることもできますので、その場合は市・県民税の申告は必要ありません。

公的年金* 外国の法令に基づいて支払われる公的年金等で源泉徴収の対象とならないものについては、確定申告不要制度の適用はできません。

申告相談受付について

秋穂・阿知須・徳地・阿東地域では、期間中、申告相談を行わない日がありますので、「各地域会場の申告相談日程（25～27ページ）」をご確認のうえ、お間違えのないようお越してください。

なお、平日に来られない方のために日曜申告相談窓口を設けていますので、ご利用ください（期日については25～27ページをご覧ください）。

◆申告書の提出方法

例年、申告会場は大変混み合いますので、**ご自身で申告書を作成できる方は**、郵送による提出のほか、各総合支所総合サービス課に設置の「提出箱」に投函されることをお勧めします。

①郵送による提出

以下の記入内容、添付書類に漏れがないことを確認のうえ、下記宛に郵送してください。

- 申告者の氏名、住所、生年月日、個人番号（マイナンバー）、連絡先（日中連絡が取れる電話番号）
- 押印（認印可、朱肉を使うもの）
- 個人番号カードまたは通知カードと本人確認ができる書類（運転免許証等）の写し
- 源泉徴収票や各種支払証明等

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な方は、お手数ですが、返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。



提出先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所市民税課市民税担当 宛

②申告書提出箱に投函（各総合支所総合サービス課窓口）

設置期間：**2月16日**から**3月15日**まで（平日8：30～17：00）

※総合サービス課では、申告内容等の相談には応じられませんので、ご了承ください。

受付が出来ない確定申告があります

以下の内容の確定申告は市・県民税申告会場で受付ができませんので、税務署でご相談ください。下記以外にも内容によりお断りする場合がありますのでご了承ください。

- * 土地建物や株式等の譲渡による所得がある方
- * 初めて「住宅借入金等特別控除」を申告される方
- * 青色申告をされる方
- * 過年分（平成27年分以前）の確定申告をされる方
- * 準確定申告

（平成28年中に亡くなられた方の確定申告を4ヵ月以内に相続人が行うもの）

問い合わせ先 山口税務署 ☎083-922-1340



全体会場・各地域会場の申告相談日程

開催日ごとの対象地区は、窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。

●全体会場：山口総合支所2階申告会場

開催日	会場	受付時間
2月 1日(水)～3月15日(水)の平日	山口総合支所2階 申告会場	8:30～17:00
2月19日(日) 日曜申告	山口総合支所1階 市民課カウンター前	9:30～16:00

●山口地域：地域交流センター等

開催日	会場	受付時間
2月 1日(水)	仁保 地域交流センター	9:30～16:00
	吉敷 地域交流センター	
	大歳 地域交流センター	
2月 2日(木)	大内 地域交流センター	
	二島 地域交流センター	
2月 3日(金)	宮野 地域交流センター	
	小鯖 地域交流センター	
2月 6日(月)	嘉川 地域交流センター	
2月 7日(火)	平川 地域交流センター	
	山口南総合センター多目的ホール	
2月 8日(水)	鑄銭司 地域交流センター	
2月 9日(木)	陶 地域交流センター	
2月10日(金)	佐山 地域交流センター	

※小鯖、宮野地域交流センターは駐車場工事のため、臨時駐車場をご用意しています。台数に限りがありますので、できるだけ車以外でお越しください。

ポイント ●ふるさと納税ワンストップ特例制度について

平成27年4月1日以降にふるさと納税を行った場合、確定申告をしなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる特例制度がはじまりました。特例を受けるためには、以下の条件を両方とも満たす必要があります。

- ①もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ②ふるさと納税を行ってワンストップ特例申請書を提出した自治体が5団体以下であること

●注意！

確定申告を行う方（医療費控除を受けるために確定申告をする場合など）や、**5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方は**、ワンストップ特例申請書を提出した場合であっても、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様、確定申告時にふるさと納税の寄附金控除をご自身で申告する必要があります。

●小郡地域

開催日	会場	受付時間
2月16日(木)～3月15日(水)の平日	小郡総合支所 1階 第1会議室	8:30～16:00
2月26日(日) 日曜申告	小郡総合支所 1階 第1会議室	9:30～16:00

●秋穂地域

※対象地区は窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方はご都合のよい日・会場にお越しください。

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月 8日(水)	大河内北、大河内南、天神町	大海総合センター	8:30～16:00
2月 9日(木)	浜中、北条、中条		
2月10日(金)	井南、浜内、小浜、赤崎		
2月13日(月)	中道、花香南、花香北、中津江	秋穂総合支所 第1会議室	8:30～16:00
2月14日(火)	上本町、本町、祇園町、西天田		
2月15日(水)	黒瀨南、東天田、西青江、先青江		
2月16日(木)	日地、金山領		
2月17日(金)	中野		
2月19日(日)	日曜申告 平日に来られない方	秋穂総合支所 第1会議室	9:30～16:00
2月20日～2月26日	申告相談を行いません。		
2月27日(月)	下村、宮之旦	秋穂総合支所 第1会議室	8:30～16:00
2月28日(火)	屋戸、加茂、海岸通、東本町、黒瀨北		
3月 1日(水)	上記開催日に来られない方		

●阿知須地域

※対象地区は窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方はご都合のよい日・会場にお越しください。

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月20日(月)	小古郷、前山、小山	阿知須総合支所 1階第1会議室	8:30～16:00
2月21日(火)	西祝、南祝、北祝		
2月22日(水)	東条、縄田		
2月23日(木)	中村、西条、浜、寺河内、二の宮		
2月24日(金)	岩倉		
2月26日(日)	日曜申告 平日に来られない方	阿知須総合支所 1階第1会議室	9:30～16:00
2月27日～3月5日	申告相談を行いません。		
3月 6日(月)	砂郷、飛石、沖の原	阿知須総合支所 1階第1会議室	8:30～16:00
3月 7日(火)			
3月 8日(水)	旦、浜表、赤迫		
3月 9日(木)	野口、杖川、河内、源河、井関		
3月10日(金)	向井関、仙在、引野、青畑、焼野、岡		

● 徳地地域

※対象地区は窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方はご都合のよい日・会場にお越しください。

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月 2日(木)	上村、藤木	徳地地域交流センター 島地分館	8:30~16:00
2月 3日(金)	島地、山畑		
2月 6日(月)	鯖河内、串	徳地地域交流センター 串分館	
2月 7日(火)	船路、引谷	徳地地域交流センター 八坂分館	
2月 8日(水)	八坂、三谷		
2月 9日(木)	柚木、野谷	徳地地域交流センター 柚野分館	
2月10日~2月19日	申告相談を行いません。		
2月20日(月)	堀	徳地山村開発センター	8:30~16:00
2月21日(火)			
2月22日(水)	深谷、小古祖、伊賀地、岸見		
2月23日(木)			
2月24日(金)	上記開催日に来られない方		
2月26日(日)	日曜申告 平日に来られない方	徳地山村開発センター	9:30~16:00
2月27日~3月12日	申告相談を行いません。		
3月13日(月)	上記開催日に来られない方	徳地山村開発センター	8:30~16:00
3月14日(火)			

● 阿東地域

※対象地区は窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方はご都合のよい日・会場にお越しください。

開催日	対象地区	会場	受付時間
2月 9日(木)	嘉年上	嘉年基幹集落センター	8:30~16:00
2月10日(金)	嘉年下		
2月13日(月)	徳佐上	阿東地域交流センター	8:30~16:00
2月14日(火)			
2月15日(水)			
2月16日(木)	徳佐中 (駒通、柴町、中市、下市、上宇津根、下宇津根、片山、羽波)		
2月17日(金)	徳佐下		
2月19日(日)	日曜申告 平日に来られない方		
2月20日~2月26日	申告相談を行いません。		
2月27日(月)	生雲西分	阿東地域交流センター 生雲分館	8:30~16:00
2月28日(火)	生雲中		
3月 1日(水)	生雲中、蔵目喜		
3月 2日(木)	地福上	阿東老人福祉センター	8:30~16:00
3月 3日(金)	地福下		
3月 6日(月)	生雲東分	長門峡 自然休養村管理センター	8:30~16:00
3月 7日(火)	篠目		

● 問い合わせ先 ● 市民税課市民税担当 (山口総合支所 1階) ☎083-934-2735

平成29年度(平成28年分)市・県民税申告相談日程一覧

●印が
申告相談日

各地域会場や休日の相談日によって受付時間が異なりますので、25～27ページの各地域会場の申告相談日程で時間をお確かめください。

地域／会場名／受付時間	2月															3月														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
山	山口総合支所2階申告会場 (2月19日は1階市民課カウンタ-前)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	仁保地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	小鯖地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	大内地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	宮野地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	吉敷地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	平川地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	大蔵地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	陶地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	鑄銭司地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
口	山口南総合センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	二島地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	嘉川地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	佐山地域交流センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	山口南総合センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
地域／会場名／受付時間	2月															3月														
	小郡	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	秋穂	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	阿知須	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	徳地	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	阿東	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	東	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	徳地	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	阿東	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	東	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		